

秋田県公報

目次 ページ

告示

行政文書の公開の実施状況の公表(八三九・情報公開課)……………1

秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表(八四〇・情報公開課)……………3

生活保護法による医療機関の指定(八四一・福祉政策課)……………4

生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(八四二・福祉政策課)……………5

麻しん及び日本脳炎予防接種を行う医師(八四三・健康対策課)……………5

緑地環境保全地域の指定の一部改正(八四四・自然保護課)……………6

県立自然公園の指定の一部改正(八四五・自然保護課)……………6

県立自然公園の区域中特別地域の指定の一部改正(八四六・自然保護課)……………6

鳥獣保護区の設定等における市町村の名称の取扱いに関する告示(八四七・自然保護課)……………6

農業振興地域の指定の一部改正(八四八・八五〇・農林政策課)……………7

道路区域の変更(八五一・道路環境課)……………7

道路の供用開始(八五二・道路環境課)……………7

開発行為に関する工事の完了(八五三・北秋田地域振興局建設部)……………8

都市計画事業の事業計画の変更の認可(八五四・北秋田地域振興局建設部)……………8

開発行為に関する工事の完了(八五五・山本地域振興局建設部)……………8

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………8

土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部)……………9

土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………9

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………9

教育委員会告示

教育委員会会議の開催(一一三)……………10

監査委員公告

監査の結果に基づき講じた措置の公表(一七)……………10

企業局公告

県有地の売払いに係る一般競争入札の実施……………12

告示

秋田県告示第八百三十九号

秋田県情報公開条例(昭和六十二年秋田県条例第三号)第三十二条の規定により、平成十五年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

議 会	知 事										実施機関名		請求件数	決定の状況(件数)		
	小計	出納局	建設交通部	労働部	産業経済部	農林水産部	生活環境文化部	健康福祉部	企画振興部	総務部	公 開	部分公開		非公開		
八四	九、七二〇	四	六三五	七七	一六六	四、四六〇	一、六五八	八九九	一、八二一	六四五	一、一七五	〇				
六六	六、四七八	四	五二四	〇	三八	三、五七七	一、四八一	二二九	六八〇	六四五	一、一七五	〇				
一八	二、四五三	〇	一一五	七七	一〇八	二二六	一七二	六八〇	〇	六四五	一、一七五	〇				
〇	七八九	〇	六	〇	二〇	七五七	五	〇	一	六四五	一、一七五	〇				

七五	七二	七一	七〇	秋田県情報公開審査会	
				不服申立て年月日	内容
平成一四・八・二六	平成一五・二・一〇	平成一四・八・九	平成一四・七・二六	答申年月日	答申内容
土地売買契約書外二件の部分公開決定に対する異議申立て	開発行為許可申請書の部分公開決定に対する異議申立て	国有保安林の一部解除についての部分公開決定に対する異議申立て	精神障害者等の診察について外五件の部分公開決定に対する異議申立て	平成一五・五・二二	平成一五・六・三〇
平成一五・五・二二	平成一五・三・二八	平成一四・九・九	平成一四・八・三〇	平成一六・三・一	平成一五・八・五
部分公開決定は妥当(答申第三九号)	部分公開決定は妥当(答申第三八号)	公開部分の一部非公開が妥当(答申第三七号)	非公開部分の一部公開が妥当(答申第三六号)	平成一六・三・三二	平成一五・一・二七
棄却	棄却	一部認容	一部認容		

地方労働委員会	警察本部長	公安委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会
〇	五四	〇	三二	〇	五四	五六〇
〇	一	〇	二九	〇	五一	三七
〇	四八	〇	三	〇	〇	五三二
〇	五	〇	〇	〇	三	一

二 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づき不服申立てがあったものは、次のとおりである。

計	公営企業管理者	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会
一〇、五〇九	一	四	〇	〇
六、六六六	〇	四	〇	〇
三、〇四五	一	〇	〇	〇
七九八	〇	〇	〇	〇

知 事	実施機関名					請求件数	決定の状況(件数)		
	農林水産部	生活文化環境部	健康福祉部	企画振興部	総務部		開示	部分開示	非開示
	○	○	三	○	一	○	○	○	○

秋田県告示第八百四十号
 秋田県個人情報保護条例(平成十二年秋田県条例第三百三十八号)第五十条の規定により、平成十五年度における運用状況を次のとおり公表する。
 平成十六年十月二十九日
 秋田県知事 寺田典城

一 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

地方労働委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会	議 会			
						小計	出納局	建設交通部	産業労働部
○	○	○	○	○	○	四	○	○	○
○	○	○	○	○	○	三	○	○	○
○	○	○	○	○	○	二	○	○	○
○	○	○	○	○	○	一	○	○	○

七 八	七 七	七 六
平成一五・二二・一八	平成一五・一〇・二〇	平成一五・八・五
地価調査に係る鑑定評価書の部分公開決定に対する異議申立て	保険会社の支払査定金額が確認できる文書の非公開決定に対する異議申立て	警察安全相談の処理経過等の部分公開決定に対する審査請求
平成一五・二二・二六	平成一五・二二・一	平成一五・八・二五
未審査	未審査	未審査

備考 諮問第七三号及び第七四号は、異議申立ての取下げにより諮問の取下げをした。

小計	知 事								実施機関名	
	出納局	建設交通部	産業経済労働部	農林水産部	生活環境文化部	健康福祉部	企画振興部	総務部	請求件数	開示
一三三	○	二	二	○	○	九九	一〇	○	開示	決定の状況(件数)
一三三	○	二	二	○	○	九九	一〇	○	部分開示	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	非開示	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		

備考 一件の請求に対して二種類以上の決定をしたものがあるため、請求件数と決定の状況の合計件数とが一致しないことがある。
 二 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

計	公営企業管理者	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会
四	○	○	○	○
三	○	○	○	○
二	○	○	○	○
一	○	○	○	○

三 訂正の請求及び是正の申出の状況
 実施機関が保有する個人情報に関する訂正の請求及び是正の申出はなかった。

四 事業者に対する指導状況
 事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正勧告並びに事実の公表はなかった。

五 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく不服申立てはなかった。

秋田県告示第八百四十一号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

計	公営企業管理者	内水面漁場管理委員会	海区漁業調整委員会	収用委員会	地方労働委員会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	教育委員会	議会
二、九七一	○	○	○	○	○	○	一一三	○	二、七三五	○
二、九七一	○	○	○	○	○	○	一一三	○	二、七三五	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

号の規定に基づき、告示する。
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
斉藤薬局	斉藤 和子	本荘市出戸町字御門二百三十三	調剤薬局	平成十六年八月十三日

秋田県告示第八百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
歯科八郎瀧クリニク	医療法人 社団皓歯会 理事長	南秋田郡八郎瀧町川崎字昼寝二百三十三番地一	平成十六年七月十五日
羽後町国民健康保険田代仙道診療所	羽後町長 佐藤正一郎	雄勝郡羽後町下仙道字田中百二十一	平成十六年三月三十一日
斉藤薬局	斉藤 義弘	本荘市出戸町字御門町二百三十三	平成十六年八月八日

秋田県告示第八百四十三号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、新たに次の医師が次の場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

予防接種を行う主たる場所

医師氏名	医療機関名	所 在 地
阿部 志津子	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目一番一号
畑澤 千秋	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目一番一号
畑澤 孝子	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目一番一号

秋田県告示第八百四十四号

緑地環境保全地域の指定(昭和五十一年秋田県告示第二百七号)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

表中「仙北郡千畑村大字土崎字上野乙」を「仙北郡美郷町土崎字上野乙」に改める。表以外の部分中「秋田県環境保健部自然保護課及び仙北郡千畑村役場」を「秋田県生活環境部自然保護課及び仙北郡美郷町役場」に改める。

秋田県告示第八百四十五号

県立自然公園の指定(昭和五十年秋田県告示第十二号)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。表中「各全部」を「全部」に、「秋田営林局雄物川地域施業計画区大曲事業区一五五林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一五五林班」に、「仙北郡千畑村」を「仙北郡美郷町」に、「秋田営林局雄物川地域施業計画区大曲事業区一八三林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一八三林班」に改める。

「秋田県環境保健部自然保護課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「仙北郡千畑村役場」を「仙北郡美郷町役場」に改める。

秋田県告示第八百四十六号

県立自然公園の区域中特別地域の指定(昭和五十年秋田県告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

第二号(一)の表中「秋田営林局雄物川地域施業計画区大曲事業区一五五林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一五五林班」に、「各全部」を「全部」に、「仙北郡千畑村」を「仙北郡美郷町」に、「秋田営林局雄物川地域施業計画区大曲事業区一八三林班」を「東北森林管理局雄物川森林計画区秋田森林管理署一八三林班」に、「一八九〇林班」を「及び一八九〇林班」に、「一八四林班」を「及び一八四林班」に改め、同号(一)の表以外の部分中「仙北郡千畑村役場」を「仙北郡美郷町役場」に改める。

秋田県告示第八百四十七号

次に掲げる告示に規定する市町村の名称は、平成十六年十月三十一日における行政区画による市町村の名称による。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 鳥獣保護区の設定(昭和六十二年秋田県告示第六百四十一号)
- 二 鳥獣保護区の設定(昭和六十三年秋田県告示第六百七十八号)
- 三 鳥獣保護区の設定(平成元年秋田県告示第七百四十四号)
- 四 鳥獣保護区の設定(平成二年秋田県告示第七百二十号)
- 五 鳥獣保護区の設定(平成三年秋田県告示第七百十九号)
- 六 鳥獣保護区の設定(平成四年秋田県告示第七百四十六号)
- 七 鳥獣保護区の設定(平成五年秋田県告示第七百十六号)
- 八 鳥獣保護区の設定(平成七年秋田県告示第七百八十一号)
- 九 鳥獣保護区の設定(平成八年秋田県告示第六百九十六号)
- 十 鳥獣保護区の設定(平成九年秋田県告示第六百八十二号)
- 十一 鳥獣保護区の設定(平成十年秋田県告示第六百九十三号)
- 十二 鳥獣保護区の設定(平成十一年秋田県告示第六百三十八号)
- 十三 鳥獣保護区の設定(平成十四年秋田県告示第七百二十三号)
- 十四 鳥獣保護区特別保護地区の設定(平成六年秋田県告示第八百四十二号)
- 十五 鳥獣保護区特別保護地区の設定(平成七年秋田県告示第八百九十一号)
- 十六 鳥獣保護区特別保護地区の設定(平成八年秋田県告示第六百九十八号)
- 十七 鳥獣保護区特別保護地区の設定(平成九年秋田県告示第六百八十四号)
- 十八 鳥獣保護区特別保護地区の設定(平成十年秋田県告示第六百九十五号)
- 十九 休猟区の設定(平成十四年秋田県告示第七百二十七号)
- 二十 銃猟禁止区域の設定(平成七年秋田県告示第七百八十三号)
- 二十一 銃猟禁止区域の設定(平成八年秋田県告示第七百二二号)
- 二十二 銃猟禁止区域の設定(平成九年秋田県告示第六百八十七号)
- 二十三 銃猟禁止区域の設定(平成十年秋田県告示第六百九十八号)
- 二十四 銃猟禁止区域の設定(平成十一年秋田県告示第六百四十二号)
- 二十五 銃猟禁止区域の設定(平成十二年秋田県告示第六百九十号)
- 二十六 銃猟禁止区域の設定(平成十三年秋田県告示第六百五十四号)
- 二十七 銃猟禁止区域の設定(平成十四年秋田県告示第七百二十九号)

秋田県告示第八百四十八号

農業振興地域の指定(昭和四十五年秋田県告示第七十二号)の一部を次のように

改正し、平成十六年十一月一日から施行する。
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

表六郷農業振興地域の項を次のように改める。

美郷農業振興地域

仙北郡美郷町のうち次の区域を除いた区域

国有林野

- (二)(一) 六郷町森林計画図(平成十五年度版) 中第一林班から第十六林班まで並びに千畑町森林計画図(平成十五年度版) 中第三林班、第七林班、第十三林班から第十五林班まで、第三十一林班及び第三十二林班の民有林
- (三) 表示手段用平面図に赤色で着色した部分に該当する区域

(表示手段用平面図は、登載を省略し、農林水産部農林政策課及び仙北地域振興局農林部並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第八百四十九号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間
	新	旧			
県道	上新城土崎港線	上新城土崎港線	上新城土崎港線	秋田市上新城五十丁字大村屋敷一六番三地先から上新城中字川端九四番一地先まで	敷地の幅員(メートル) 四・五〇～一〇・〇〇
道	上新城土崎港線	上新城土崎港線	上新城土崎港線	秋田市上新城五十丁字大村屋敷一六番三地先から上新城中字川端九四番一地先まで	敷地の幅員(メートル) 九・〇〇～一三・五〇
				〃	延長(キロメートル) 一・〇九一

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
- 期間 平成十六年十月二十九日から同年十一月十一日まで

秋田県告示第八百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

農業振興地域の指定(昭和四十七年秋田県告示第八十七号)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

表千畑農業振興地域の項を削る。

秋田県告示第八百五十一号

農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号)の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

表仙南の項を削る。

秋田県告示第八百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
		秋田市上新城五十丁字小林二二番一地先	

県 道	上新城土崎港線
	から上新城中字川端九四番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十六年十月二十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路環境課
 - (二) 期間 平成十六年十月二十九日から同年十一月十一日まで

秋田県告示第八百五十三号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年七月十三日付け指令北建 千七十三で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十月二十九日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 寺田典城
 大館市字裏町一番地
- 二 有限会社 協栄商事 代表取締役 新津政雄
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
 大館市字観音堂四百二十九番、四百三十番一、四百三十一番一、四百三十一番二、四百三十一番三、四百三十一番四、四百三十一番五、四百三十一番六、四百三十一番七、四百三十一番八、四百三十一番九及び四百三十一番十

秋田県告示第八百五十四号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十月二十九日

- 一 施行者の名称 秋田県知事 寺田典城
 大館市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
 大館市都市計画下水道事業 大館市公共下水道
- 三 事業施行期間
 昭和六十二年十一月十七日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

- (一) 収用の部分
 昭和六十二年秋田県告示第六百八十号、平成四年秋田県告示第四百十九号、平成六年秋田県告示第五百十二号、平成十年秋田県告示第四百三十三号ならびに平成十三年秋田県告示第七十三号の事業地に、大館市巾道二丁目、御成町一丁目、御成町三丁目、有浦二丁目、松木字大上、下代野字代野道北、字板子石境、字清水堰合及び字二本杉後を加え、清水一丁目、清水二丁目、清水四丁目、清水五丁目、中道一丁目、御成町二丁目、有浦一丁目、字清水堰添、字沼館道上、字沼館道南、字松館、字中道三角及び字松木境において事業地を変更する。
- (二) 使用の部分
 なし

秋田県告示第八百五十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年五月十三日付け指令山建 二百八十五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年十月二十九日

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田県知事 寺田典城
 能代市槐字槐八十二番一号
 佐藤三男
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 能代市落合字下大野八番二号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同法第二項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年十月二十九日

- 一 申請のあった年月日 秋田県知事 寺田典城
 平成十六年十月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
- 三 特定非営利活動法人上小阿仁村移送サービス協会
 代表者の氏名

- 小林 佳代子
- 四 主たる事務所の所在地
上小阿仁村小澤田字向川原八十番地 社会福祉法人上小阿仁村社会福祉協議会内
- 五 定款に記載された目的
この法人は、村内の六十歳以上の人または通院者、身体障害者または妊婦に対して、その移動を補完し、よって公益の増進及び福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯田川町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十九日

退任理事の住所及び氏名
南秋田郡飯田川町飯塚字鳥木沢二二三番地 千種 甚也

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿郡沼館土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年十月二十二日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十九日

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年十月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
サーバ 四台
 - (二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
平成十六年十一月三十日（火）
 - (四) 納入場所
秋田県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年十月二十九日（金）から同年十一月八日（月）までの期間、随時交付する。

- 四 入札執行の日時及び場所
平成十六年十一月十二日（金）午前十時

- 五 入札保証金
秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六百六十条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六百六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他
詳細は、入札説明書による。

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第131号
次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十六年十月二十九日

秋田県教育委員会事務課 伊 藤 兼典子

- 一 日時 平成十六年十一月五日 午前十時四十分
- 二 場所 教育委員会会議室
- 三 案件
- (一) 公立幼稚園の設置申請書の提出についての専決処分並びに平成十七年度秋田県総務委員会委員入職試験合格(案)の取
- (二)
- (三)

招 徠 券 冊 公 告

監査結果公告第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成16年10月29日

秋田県監査委員 安 正 義
秋田県監査委員 菅 原 龍 典
秋田県監査委員 山 田 昭 郎
秋田県監査委員 小 玉 和 夫
財 430
平成16年10月12日

秋田県監査委員 様

秋田県知事 寺 田 典 城

監査の結果に基づき講じた措置について(通知)

平成16年9月10日付け監委 470で通知のあったこのことについて、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	脳血管研究センター	監査年月日	平成16年7月7日、9日
-------	-----------	-------	--------------

(指摘事項)

- 1 未収金の回収に一層努めること。
- 2 本来競争入札に付すべき洗濯業務委託、臨床検査業務委託、感染性医療廃棄物処理委託、寝具借受、薬品及び診療材料購入等の単価契約を見直しを合わせにより随意契約しているのを、改善すること。

(措置状況)

- 1 未収金の収納管理について、「秋田県脳血管研究センター病院事業未収金取扱要領」に基づき、未納通知書、督促状、催告状の送付や電話での督促などにより、今後とも未収金の一層の回収に努めてまいります。また、退院時精算の徹底により、未収金の発生防止に努めてまいります。
- 2 本来競争入札に付すべき事項については、今後、指名競争入札等適正な契約方法による契約を行うよう努めてまいります。

監査箇所名	リハビリテーション・精神医療センター	監査年月日	平成16年7月7日、9日
-------	--------------------	-------	--------------

(指摘事項)

- 1 未収金の回収に一層努めること。
- 2 尿検査装置を購入したにもかかわらず、修繕したこととして事務処理していたので、適切に処理すること。
- 3 扶養手当において、認定誤りにより誤支給していたので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

- 1 未収金の収納管理について、「リハビリテーション・精神医療センター未収金取扱要領」に基づき、未納通知書、督促状、催告状の送付や電話での督促などにより、今後とも未収金の一層の回収に努めてまいります。

また、消滅時に係る未収金については、内容を精査中であるが、確定した段階で速やかに不納欠損処分を行ってまいります。

- 2 今後は、予算科目を遵守し、適切な事務処理を行ってまいります。
- 3 誤支給のあった2件については、返納処理済みであります。また、他の扶養手当受給者についても、再点検を行い、他には誤支給のないことを確認しました。今後は、適切な事務処理を行ってまいります。

監査箇所名	企業局	監査年月日	平成16年7月6日、8日
-------	-----	-------	--------------

(指摘事項)

土地造成・資金運用事業会計

男鹿桜島荘の備品の資産処理において、次のとおり留意改善を要する事項があったので、今後適切に処理すること。

- 1 売却予定価格の積算に当たり、貨物自動車等の一部物品について積算されていなかった。
- 2 同施設で営業する場合、十分利用価値がある食器棚や電子レンジ等の物品が、一般古物商からの見積額だけを参考に安価に売却されていた。

(措置状況)

桜島荘で使用した物品(業務用物品)の処分に当たり、不動産(建物及び土地)と合わせての売却について検討を行ったが、入札参加申込者の中に施設改修を予定する者がいること、また、食器棚や電子レンジ等のほとんどの物品が耐用年数を経過しており、入札参加申込者によっては物品を必要としない場合が考えられることから、物品購入を入札条件とすることは入札業者間で不平等を生じさせる恐れがあると判断した。

一方、これら物品については、用途が限定される特殊な業務用物品が多く、一般への売却は馴染まないこと、また、個別に売却しようとして売できない場合の廃棄処分費用の負担等も考慮し、入札後、一括譲渡について落札者と別途協議することとした。

落札者と協議するに当たり、県の古物商登録業者である古物商から市場取引価格の見積もり徴取、廃棄物処理業者からの廃棄処分する場合の見積もり費用の徴取を行った。

なお、貨物自動車については、平成16年4月で耐用年数に達するほか、塩害により極めて状態が悪いことから廃車の予定としていたものである。また、「流し」など物品として分類されているものであって、建物の従物として既に一体となっているものについては建物扱いしたことにより、予定価格積算の中には含まなかったものである。

売却交渉に当たっては、市場取引価格より著しく高い価格を提示した場合、落札者が購入を見合わせる可能性があり、その場合生ずる廃棄物処分費用の負担なども考え合わせ、古物商からの見積額を参考とした予定価格で交渉を行った。

こうしたことにより、廃棄処分費用を負担することなく物品の有効活

用が図られたものと考えているが、今後こうしたケースに当たっては、更に粘り強く価格交渉していくとともに有利に処分できる方法について検討してまいります。

企 業 局 公 告

県有地の売却について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十六年十月二十九日

秋田県公営企業管理者 根津谷 禮 蔵

一 入札に付する物件の所在地及び面積等

物件番号	所 在 地	地目	面 積 (E)	予 定 価 格 (B)
秋田一	秋田市下新城中野字 街道端西二四一番六 八	原野	六三〇五・九 五	五二、九七〇、〇〇〇
秋田二	秋田市下新城中野字 街道端西二四一番四 三〇五か	宅地	二七二・九 〇	六、〇〇〇、〇〇〇
秋田三	秋田市川尻字大川反 一七〇番一九七ほか	宅地 ほか	一八八六・三 一	四六、四二五、〇〇〇

二 契約条件を示す場所並びに入札参加申込書の交付場所及び期間

(一) 場所 秋田県企業局企画業務課(電話〇一八 八六〇 五〇三三三)

(二) 期間 平成十六年十月二十九日(金)から十一月八日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

(一) 場所 秋田県庁第二庁舎六階秋田県企業局第二会議室(秋田市山王三丁目一番一(一))

(二) 日時 平成十六年十一月十一日(木)午前十時から

四 入札に参加する者に必要な資格

正 誤	<p>入札申込書を(二)に掲げる期間内に(一)に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者)でその事実があつた後二年を経過していないものを除く。)</p> <p>五 入札参加申込みに必要な書類等</p> <p>(一) 個人の場合</p> <p>印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)</p> <p>(二) 法人の場合</p> <p>印鑑及び登記簿の謄本</p> <p>六 入札保証金に関する事項</p> <p>入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。</p> <p>七 入札の無効</p> <p>秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)第六十条に規定するところによる。</p> <p>四 条に規定するところによる。</p> <p>なお、郵便による入札書の提出は認めない。</p> <p>八 その他</p> <p>その他に関しては、秋田県企業局企画業務課土地造成・管理班(電話〇一八八六〇五〇三三)に照会のこと。</p>
ページ 段 行 誤 正	<p>平成十六年九月三日(千六百三号)掲載の秋田県告示第七百六号(指定施業要件変更予定通知)</p> <p>(原稿誤り)</p> <p>五 上 二六〇 三二</p> <p>ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字浜山・字田尻(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。 字田尻(国有林。次の図に示す部分に限る。)</p> <p>イ 次の森林については、主伐は、択伐による。 字浜山・字田尻(以上二字国有林。次の図に示</p>

ウ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ウ す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

